

地区計画の区域内における地区施設等の維持管理に関する取扱い

制 定 平成 31 年 4 月 1 日 都地ま第 1661 号

最近改定 令和 3 年 4 月 1 日 都地ま第 1456 号

(目的)

第 1 条 この取扱いは、良好な都市環境の創出及び維持を図るため、地区計画の区域内における都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する地区施設及び都市計画法第 12 条の 5 第 5 項第 1 号に規定する施設（以下「地区施設等」という。）の維持管理に関する取扱いを定める。

(用語の定義)

第 2 条 この取扱いで使用する用語の意義は、都市計画法、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）で規定する用語の例による。

(地区施設等の維持管理)

第 3 条 地区施設等は、都市計画法施行令第 7 条の 4 及び第 7 条の 5 に基づき、道路又は公園、緑地、広場その他の公共空地としての機能を維持するため、地区施設等の管理者がその責任と負担において、原則として、当該地区施設等を定める地区計画の目標及び方針に即し、歩行者の自由な通行又は利用など広く一般に開放されるものとして維持管理を行うものとする。

(地区施設等の一時占用)

第 4 条 地区施設等の一部を一時的に占用しようとするもの（以下「一時占用者」という。）は、当該一時占用行為が、当該地区施設等を定める地区計画の目標及び方針に即し、歩行者の通行の妨げとならないなど地区施設等の公共空地としての機能に支障がないことを確認するため、市長と協議を行うこととする。ただし、次に掲げる地区施設等を除く。

- (1) 国又は地方公共団体により管理をされているもの
- (2) 建築基準法に基づく認定又は許可の基準において維持管理に関する基準の適用を受ける空地内のもの
- (3) 横浜市特定街区運用基準において維持管理に関する基準の適用を受ける区域内のもの

2 前項の協議の結果、地区施設等の長期間の占用等、市長が必要と認める場合には、一時占用者は、市長に対し、地区施設等の一時占用について様式 1 の正本及び副本により届け出るものとする。

(市長への報告)

第5条 市長は、地区施設等の維持管理又は一時占用の状況について疑義があるときは、当該地区施設等の管理者に対し、報告を求めることができる。

(委任)

第6条 この取扱いの施行に関して必要な事項は、都市整備局長が定めるものとする。

附 則

この取扱いは、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日都地ま第1456号)

この取扱いは、令和3年4月1日から施行する。

様式 1

地区施設等の一時占有届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

地区施設等管理者 住所
氏名
電話

一時占有者 住所
氏名
電話

_____地区計画の地区施設等の一時占有を行いたいのので、地区計画の区域内における地区施設等の維持管理に関する取扱いに基づき、次のとおり届け出ます。

一時占有する 期間及び時間	一時占有する目的及び内容	一時占有する 地区施設等の名称

- (注意) 1 件数が多い場合は行を追加して記入してください。
2 次の書類を添付してください。
- (1) 位置図
 - (2) 配置図 (一時占有する場所を明示)
 - (3) 平面図 (地区施設等の範囲、一時占有する範囲及び地区施設等内の歩行者空間を明示)
 - (4) 一時占有目的及び内容の詳細
 - (5) その他必要な書類

※受付欄	※備考欄

※印のある欄は記入しないでください。